

○総務省告示第二百四十九号

無線局免許手続規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号）別表第二号第1から第5まで、別表第二号の二第1から第8まで、別表第二号の三第1及び第2、別表第二号の四並びに別表第三号の五の規定に基づき、平成三十年総務省告示第三百五十六号（無線局免許申請書等に添付する無線局事項書等の各欄の記載に用いるコード（無線局の目的コード及び通信事項コードを除く。）を定める件）の一部を次のように改正する。

令和二年八月二十七日

総務大臣 高市 早苗

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改 出 後

改 出 前

別表第23号 無線設備の規格コード

別表第23号 [同左]

項	目	コード
[略]	[略]	[略]
設備規則第49条の6の12第1項に規定する基地局の無線設備		T D N R B S
設備規則第49条の6の13に規定する基地局の無線設備		F D N R B S
[略]	[略]	[略]
設備規則第49条の29第1項、第2項、第6項及び第8項に規定する基地局の無線設備		B W A 2 F B
設備規則第49条の29の2に規定する基地局の無線設備		B W A N R B S
[略]	[略]	[略]
設備規則第49条の6の12第2項に規定する陸上移動局の無線設備のうち、ローカル5Gの無線局		L O 5 G
設備規則第49条の6の13に規定する陸上移動局の無線設備		F D N R
[略]	[略]	[略]
設備規則第49条の29第1項、第7項及び第8項に規定する陸上移動局の無線設備		B W A M T C
設備規則第49条の29の2に規定する陸上移動局の無線設備		B W A N R
[略]	[略]	[略]

項	目	コード
[同左]	[同左]	[同左]
設備規則第49条の6の12第1項に規定する基地局の無線設備		T D N R B S
[同左]	[同左]	[同左]
設備規則第49条の29第1項、第2項、第6項及び第8項に規定する基地局の無線設備		B W A 2 F B
[同左]	[同左]	[同左]
設備規則第49条の6の12第2項に規定する陸上移動局の無線設備のうち、ローカル5Gの無線局		L O 5 G
[同左]	[同左]	[同左]
設備規則第49条の29第1項、第7項及び第8項に規定する陸上移動局の無線設備		B W A M T C
[同左]	[同左]	[同左]

備考 表中の「」の記号は注記をいふ。